

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可
概要	区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部もしくは一部の譲渡及び譲受けをする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第51条の11第1項
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者が法第3条3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社であること（法第51条の11第2項で読み替えて準用する法第51条の9第1項第1号）。 規準若しくは事業計画の変更を伴わないこと（法第51条の11第2項で読み替えて準用する法第51条の9第1項）。 申請手続きが法令に違反していないこと（法第51条の11第2項で読み替えて準用する法第51条の9第1項第2号）。 <p>※次のような場合、法令に違反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理法施行規則第2条第11項に掲げる認可申請書の添付書類が添付されていない場合 <ol style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること（法第51条の11第2項で読み替えて準用する法第51条の9第1項第5号）。 <ul style="list-style-type: none"> 「経済的基礎」については、事業計画の中の資金計画等を検討して審査します。 <ul style="list-style-type: none"> ※資金計画における予定事業費が適切に算出されており、予定事業費を賄うだけの資金調達が可能であるかを審査します。 「的確に施行するために必要なその他の能力」については、法的知識、技術的能力等のノウハウや社会的信用等をもって検討し、審査します。 <ul style="list-style-type: none"> ※土地区画整理事業の実績、土地区画整理士の所属状況、地方公共団体からの技術的援助の有無等により、事業を施行するためのノウハウを有しているかを審査します。 ※犯罪歴等なければ、社会的信用を有しているとみなします。 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合は、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当するとき（法第51条の11第2項で準用する法第51条の9第2項）。 <ul style="list-style-type: none"> ※大阪市域で市街化調整区域は、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面（海面）です。
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備考	